

基幹技能者制度が



新たに変わります

特例講習

の実施は
平成24年度
まで



基幹技能者制度は、平成20年4月1日から建設業法施行規則に登録講習制度として位置付けられることとなりました。同日以降に国土交通大臣に登録をした機関が実施する登録基幹技能者講習を修了した者は、新たに経営事項審査で加点評価されます。

特例講習

登録基幹技能者制度以前に認定を受けている方は、資格制度運営団体が実施する特例講習を受講し、新制度の講習修了証の交付を受ける必要があります。
(平成24年度まで)



資格制度運営団体は、登録基幹技能者講習実施機関になるべく準備を進めています。

講習の詳細等については、各実施団体にお問い合わせ下さい。

基幹技能者制度推進協議会

■資格制度運営団体

- 全国圧接業協同組合連合会
- 日本外壁仕上業協同組合連合会
- (社)日本左官業組合連合会
- (社)全国建設室内工事業協会
- (中)日本配管工事業団体連合会
- (中)全国ダクト工業団体連合会

- (社)カーテンウォール・防火開口部協会
- (社)日本造園建設業協会
- (社)全国鉄筋工事業協会
- 日本建設インテリア事業協同組合連合会
- 全国管工事業協同組合連合会
- (社)全国防水工事業協会

- (社)日本サッシ協会
- (社)日本造園組合連合会
- (社)日本建設大工工事業協会
- 日本室内装飾事業協同組合連合会
- (社)全国コンクリート圧送事業団体連合会
- (社)日本建築ブロック・エクステリア工事業協会

- (社)日本機械土工協会
- (社)日本電設工業協会
- (社)日本建設躯体工事業団体連合会
- プレストレスト・コンクリート工事業協会
- 日本トンネル専門工事業協会

- (社)日本建築板金協会
- (社)日本橋梁建設協会
- (社)日本鷹工業連合会
- (社)日本空調衛生工事業協会
- (社)日本塗装工業会